



—記者発表資料—

令和8年2月12日
日本下水道事業団

全国初！富山市と水道施設の災害支援協定を締結します

日本下水道事業団（JS）と富山市は、令和7年7月の水道法を含む災害対策基本法等の改正を受け、令和8年2月、JS初となる「水道施設の災害復旧に関する災害支援協定」を締結します。

これにより、JSは富山市の水道施設と下水道施設に対して、災害支援を行うことができるようになります。

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、国による地方公共団体に対する応援組織体制の整備や強化をはじめ、災害対応の強化およびインフラ復旧・復興の迅速化を図るため、令和7年7月1日付で水道法を含む災害対策基本法等の一部が改正されました。本協定は、この法改正を受けて締結される初の事例となります。

JSは下水道事業を通じて培った技術を活用し、被災した水道施設の復旧を迅速に進めるため、富山市と協定を締結することになりましたので、お知らせいたします。

日 時：令和8年2月19日（木）午後3時から
(協定締結式の取材および写真撮影可。)

場 所：富山市上下水道局 第2会議室（2F）（富山市牛島本町2-1-20）

【取材申し込みについて】

- 取材を希望される場合は、広報課（下記連絡先）に2月18日（水）午後3時までに事前にお申し込みください。
- 当日は、開催前までに会場にお越しください。

<問い合わせ先>

事業統括部計画課長 久岡 夏樹

TEL : 03-6892-2009

E-mail : js-suidosaigai@jswa.go.jp

<取材申し込み先>

経営企画部広報課長 伊佐 恭一

TEL : 03-6892-2006

E-mail : JS-KOUHOU@jswa.go.jp